

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方

意見提出期間：平成26年8月30日（土）から10月1日（水）まで

提出された意見の件数：4件

番号	提出者	提出された意見	意見に対する考え方								
1	一般社団法人 日本工作機械工業会	<p>別紙3 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 別表第6号 附則4</p> <p>別紙4 無線設備規則の一部を改正する省令案 第65条 附則4</p> <p>1. 放電加工装置は、高周波エネルギーではなく直流パルスを利用した方式で成り立っているため、これまでも電波法施行規則第45条 高周波利用設備に含まれておらず、アーク溶接機と同様に該当しないことは自明である。したがって、放電加工装置の記載削除をお願いします。</p> <p>2. 「中心周波数が十三・五六MHz，二七・一二MHz，四〇・四六MHz，四〇・六八MHz 又は四一・一四MHz である・・・」の部分は、超音波ウェルダに限定されると考えられるので、「工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置及び中心周波数が十三・五六MHz，二七・一二MHz，四〇・四六MHz，四〇・六八MHz 又は四一・一四MHz である超音波ウェルダについては、この・・・」と修正をお願いします。</p> <p>別紙6 総務省告示〇〇号 第三項2号</p> <p>3. 「三〇MHz 以上一GHz 以下の周波数の電界強度について、ダイポールアンテナを用いて測定し、・・・」と記載がありますが、ダイポールアンテナは、特定の周波数しか測定できないため、広帯域アンテナを用いた測定値は有効でしょうか？</p>	<p>1. については、御意見を受け、放電加工装置の記載を削除いたします。</p> <p>2. については、御意見を受け、記載の順序を変更いたします。</p> <p>3. については、告示案の第7項に基づき総務大臣が認める場合は、広帯域アンテナを用いて測定した値を測定値とすることが可能です。</p>								
2	一般財団法人 テレコムエンジニアリングセンター	<p>「高周波利用設備のうち、工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法を見直すための電波法施行規則の一部を改正する省令案等」のうち、電波法施行規則改正案に規定する電磁誘導加熱式調理器の試験条件等につきまして以下のとおり修正をご提案いたします。</p> <table border="1" data-bbox="336 1912 1166 2056"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>ご指摘か所</th> <th>改正案の原文</th> <th>修正案及びその理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電波法施行</td> <td>「非金属性の支持</td> <td>「なお、当該設備の対角</td> </tr> </tbody> </table>	番号	ご指摘か所	改正案の原文	修正案及びその理由	1	電波法施行	「非金属性の支持	「なお、当該設備の対角	<p>御意見を受け修正いたします。</p>
番号	ご指摘か所	改正案の原文	修正案及びその理由								
1	電波法施行	「非金属性の支持	「なお、当該設備の対角								

		<p>規則 別表第八号 第2 電磁誘導式調理器 1 試験条件 (2) 電磁誘導加熱式調理器の設置の方法</p>	<p>台の上に置き、底面が地表又は床面から80センチメートルの高さになるようにする。」</p>	<p>線の寸法が1.6メートル以上の設備は、大地面に薄い絶縁体を敷いた上に置く。」と追記いただくのが適切と考えます。</p> <p>理由：本規定には「床置き型装置」に関する配慮がなされていません。答申では第8章8.1節に床置き型装置の規定があります。一方「当該設備の対角線の寸法が1.6メートル以上の設備」の一部の機器は床置きですが、他のものも大型の機器は概して重量物であり、試験において0.8メートルの高さに保持して回転させることは危険が伴います。そのため、安全のため大型の機器は床置きと同等に扱うことが適切と考えます。</p> <p>従って、答申の上記か所の記述から引用して、なお書きを追記することを提案いたします。</p>	
	2	同上	<p>「この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。」</p>	<p>「電源電線は支持台の中心から垂直に降ろすこと。」と簡単に記述いただくのが適当と考えます。</p> <p>理由：共通規格であるCISPR 16-2-3 答申の7.2.9.3.4節では、</p>	

				<p>ケーブル配置の一般的な要求条件として「供試装置のケーブルは、試験空間内で全長 1 m を電磁界に曝露させ、その後床に垂らすこと。」としております。また同じ節の図 9 を参照いただければ、電源ケーブルを「束ねる」ことは不適切であることが理解いただけると存じます。</p>	
3	<p>電波法施行規則 別表第八号 第 2 電磁誘導式調理器 2 測定等 (5) 2メートルループアンテナによる電流の測定、 (6) 3メートル離れた地点での磁界強度、及び(7) 不要発射における電界強度</p>	<p>「電源を投入し起動させてから 15 分経過後に...」</p>	<p>「電源を投入し起動させてから 5 分経過後に...」と測定までの待機時間を短縮していただくことが適切と考えます。</p> <p>理由：本測定では安定するまでの待機時間は数分で十分です。本測定に先立つ(1) 利用周波数及び(2) 周波数変動幅の測定では、15分間にわたって測定を継続することが適当です。一方、本測定では、5分も経過すれば発射の電磁界強度は安定するものであり、また、周波数を掃引しながらの測定には通常 10分以上が必要です。15分以上経過してから測定を開始すると、負荷である鍋の水が沸騰・蒸発し空だきになりかねませんし、負荷条件が一定に保てませ</p>		

				ん。		
		4	電波法施行規則 別表第八号 第2 電磁誘導式調理器 2 測定等 (5) 2メートルループアンテナによる電流の測定 の添付図	(CISPR16-1-4 答申の図 C.1 を引用されています。)	<p>「注： 供試装置の導線には特別な注意を払わなくてはならない。ケーブル類は一緒にして引き回し、2メートルループアンテナが占める球空間の同一八分儀区画から引き出し、どのループアンテナに対しても0.4m以内に近づかないように配置されなければならない。」との注を加え、さらに図C.6を追加することが適当と考えます。</p> <p>理由：CISPR16-1-4 答申の図C.1は、測定装置(ラージループアンテナ)の外観を図示したものです。一方、測定時における供試機器へ接続されるケーブルの処理に関してはこの図に表現されていません。測定の精度、再現性を高めるために、同じ付則Cにある注2の内容および図C.6をあわせて規定することを提案いたします。</p>	
3	個人	<p>ご提示いただいた改正案については、「改正する省令案等の概要」の1. 改正の趣旨から拝察するに、国際的なCISPRによる技術基準に国内法を整合させるべく、情報通信審議会が行った一部答申に基づく改正と言うことで、関係の皆様のご努力に感謝の意を表すものです。</p> <p>高周波利用設備のうち、いわゆるISM装置に関する電波法の関係基準は、これまで国際的な基準とされる国際無線障害特別委員会</p>			<p>五二六・五kHzから一六〇六・五kHzの周波数帯は、我が国においては中波放送(AMラジオ)により使用されており、現行の規定でも他の周</p>	

(CISPR) の CISPR 11 規格に準拠してこなかった経緯があったと理解しております。今回の答申でようやく積年の課題であります国際整合が図れることとなる重要な改正と理解しています。その観点において、本改正案には基本的には賛同いたします。

しかしながら、本改正案が国際的な基準と全面的に整合させるという趣旨に鑑み、施行規則改正案の一部箇所に関しては、意見を申し上げたく、本意見書を提出させていただくものです。

改正案の当該箇所を拝見しますと、国際基準より厳しい技術基準となっている箇所が残されています。このままでは国内基準が国際基準より厳しくされるため、非関税障壁と見なされる可能性も否定できません。当該箇所に関しては、内外規格差を設けるべきではなく、その点を修正案として提案いたします。

CISPR 11 では電磁誘導加熱式調理器の許容値は平成 8 年に最初に規定され、今日まで引き継がれてきた基準と理解しております。今回、国際整合を取る改正であると説明しながら、これと異なる基準を放置することは、折角の国際整合のチャンスであるにもかかわらず、わが国の国際的な信用を傷つけないとも限りません。ご再考されることを提案いたします。

ご提示いただいた改正案を修正すべきと考える具体的箇所は以下のとおりです。

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

波数帯よりも厳しい許容値が設けられております。

我が国における中波放送と電磁誘導加熱式調理器の状況について、現行の規定の制定時から特段の変化はないと考えられることから、当該周波数帯においては、引き続き現行と同等の許容値とすることが適当であるため、原案どおりといたします。

番号	修正すべき条項	当該箇所	修正案
1	第四十六条の七 二 電磁誘導加熱式調理器 (4) (一) の表の脚注	注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五 kHz から一六〇六・五 kHz までの周波数においては、水平成分については三七デシベル、垂直成分については五五デシベルとする。	注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。
2	第四十六条の	注 ※を付した値は、周	注 ※を付した値

		<p>七 二 電磁誘導 加熱式調理器 (4) (二) の表の脚注</p>	<p>波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五 kHz から九一二 kHz までの周波数においては、一八デシベルとする。</p>	<p>は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。</p>		
4	個人	<p>今回の「高周波利用設備のうち、工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法を見直すための電波法施行規則の一部を改正する省令案等」は、国際的な技術基準に国内法を整合させるべく、情報通信審議会が行った一部答申に基づくものと言うことで、関係者の労を多とするものです。ただし、高周波利用設備のうち、いわゆる ISM 装置と呼ばれる一群の設備に関する電波法の関係基準は、これまで国際的な基準とされる国際無線障害特別委員会 (CISPR) の CISPR 11 規格に準拠してこなかった歴史的経緯があると存じます。CISPR では、装置を分類するグループやクラスという概念が導入されているのですが、電波法にはそのような概念を持ち込みにくく、省令案に咀嚼するのにさぞや担当官の方にはご苦労だったと拝察いたします。</p> <p>昔の資料を漁りますと、昭和 53 年 3 月に出された電波技術審議会の答申では、CISPR 11 初版 (昭和 50 年に制定) に対し、「これを国内規格とすることが適当であると答申。また実施に際しては 3 年間の猶予期間を置くことが望ましい」とされました。しかしその後、関係省令の基本部分は今日までとうとう改正されませんでした。一方、CISPR 11 規格のほうは改版を重ね、現在の第 5.1 版になってようやく今回の答申で国際整合が図れることとなったものと承知します。この間、審議会におかれては、国内関係機関 (通信業界・放送業界をはじめ、電子機器・電力機器・医療機器・加熱機器・超音波機器・溶接機器等の工業会、学術経験者等) により構成される対応委員会にて、CISPR 国際規格改定に対するわが国の対処について審議し、また担当する B 小委員会の審議では国際幹事国として国際会議の審議を積極的にとりまとめてきたと承知しておりますものの、過去 40 年間、その国内法令等への反映が後回しにされてきたと存じます。歴史的なこのような経緯を踏まえ、本案に対しましておおむね賛同いたします。</p> <p>ただし、施行規則改正案の一部分に関しては、意見がございます。当該改正案では、国際基準より厳しい、答申と異なる技術基準となっているところがあります。ここでは国内基準が国際基準より厳</p>				

しくされるため、海外から非関税障壁と見なされる可能性があります。そのため、当該部分に関しては、答申どおりの基準を採用し、内外規格差を設けるべきではないことを提案します。

そもそも、上記に説明したように、CISPR 11 の技術基準の改定にあたっては、わが国は幹事国としてそのとりまとめを担い、審議会の対処方針に則り、新たな技術基準を積極的に提案し、また賛成してきたものであります。対応箇所は CISPR 11 の第 2 版の修正 2 として平成 8 年 3 月に規定され、現在まで引き継がれてきた基準ですので、すでに 18 年経過しております。CISPR 11 規格は、わが国も国際的に賛同してきた技術基準であります。今回これに準拠すると説明しながら、異なる基準を採用することは、かえってわが国の国際的な信用を傷つける可能性があるかと憂慮いたします。

案を正すべきと考える具体的な規定は以下の 2 点です。

(1) 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

第四十六条の七 二 電磁誘導加熱式調理器

(4) (一) の表の脚注

表の注に、「注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、5 2 6 . 5 kHz から 1 6 0 6 . 5 kHz までの周波数においては、水平成分について 3 7 デシベル、垂直成分について 5 5 デシベルとする。」と記述がございますが、このうち、「とし、5 2 6 . 5 kHz から 1 6 0 6 . 5 kHz までの周波数においては、水平成分について 3 7 デシベル、垂直成分について 5 5 デシベル」を削除されることが適当と考えます。

(2) 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案

第四十六条の七 二 電磁誘導加熱式調理器

(4) (二) の表の脚注

表の注に、「注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、5 2 6 . 5 kHz から 9 1 2 kHz までの周波数においては、1 8 デシベルとする。」と記述がございますが、このうち、「とし、5 2 6 . 5 kHz から 9 1 2 kHz までの周波数においては、1 8 デシベル」を削除されることが適当と考えます。

以上、指摘させていただきました点につきまして再検討をお願いいたします。

